

第3章 各人権課題への対応

日本においては、女性、こども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの様々な人権問題に加え、社会経済情勢等の変化に伴う新たな人権問題も生じており、人権問題は、一層多様化・複雑化の傾向にあります。

本市においても、主要な人権課題については、それぞれの分野ごとの計画等を策定し施策を推進してきました。各人権問題固有の歴史・特性を踏まえた取組はもちろんのことですが、人権課題相互の連携も一層重要性を増しています。本基本方針や個別計画等を踏まえ、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

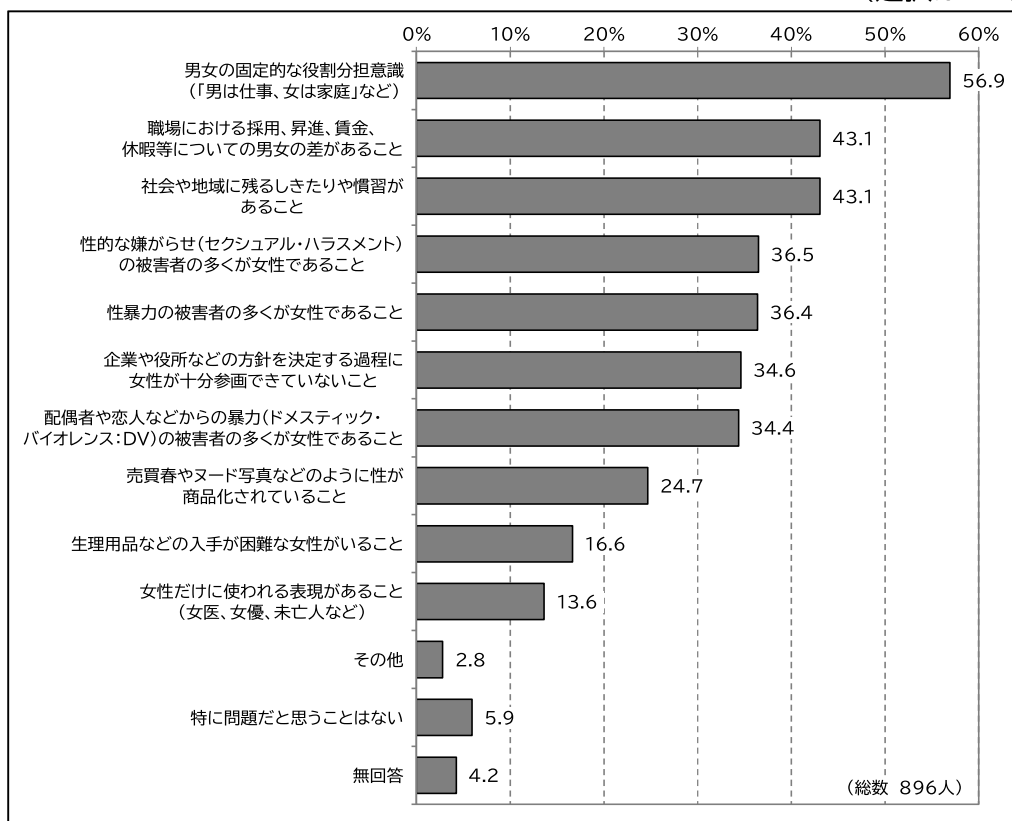
1 女性(ジェンダー平等)

(1)現状と課題

- ①誰もが自らの意思によって個人の能力を発揮して社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現は、日本全体の重要課題であると同時に、本市としてもまちづくりを進めるうえで重要な課題です。
- ②令和 2 年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別による役割分担の考え方について、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」といった意見が前回調査に比べて増加傾向にあり、市民の意識改革が徐々に進んでいることがうかがえます。人それぞれが持つ個性や能力が発揮できる社会の実現に向けて、こどもの頃から各年代に応じた教育や啓発活動を一層推進し、固定的な性別役割分担意識や性差に基づく偏見、無意識の思い込みを解消していく必要があります。
- ③社会のあらゆる分野における女性の参画を促進するためには、男女が社会の対等な構成員として、双方の意見が社会の様々な分野に反映できるシステムづくりが必要です。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい豊かな社会の実現にもつながるものであり、男女の働き方、暮らし方、意識を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境を整備していく必要があります。
- ④本市では、DV(ドメスティック・バイオレンス)を許さない社会の実現をめざし、「松江市 DV 基本計画(令和 4 年)」に基づき、庁内各課や関係機関と連携して取組を進めています。しかしながら、近年DVの相談件数に減少の傾向は見られません。また、インターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、DVの内容も多様化しています。DV被害者をはじめとして、ひとり親家庭や貧困など困難を抱える人へのきめ細やかな対応により、誰もが安心して暮らせる社会を実現することが必要です。
- ⑤松江市男女共同参画センターでは、専任の相談員を配置し、様々な女性相談に応じるとともに、家庭相談課でもDVなど家庭内の問題について相談を受けており、被害者が安心して自立した生活を送るために、関係する各課と連携を図って対応しています。また、必要に応じて、女性弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングも実施しています。

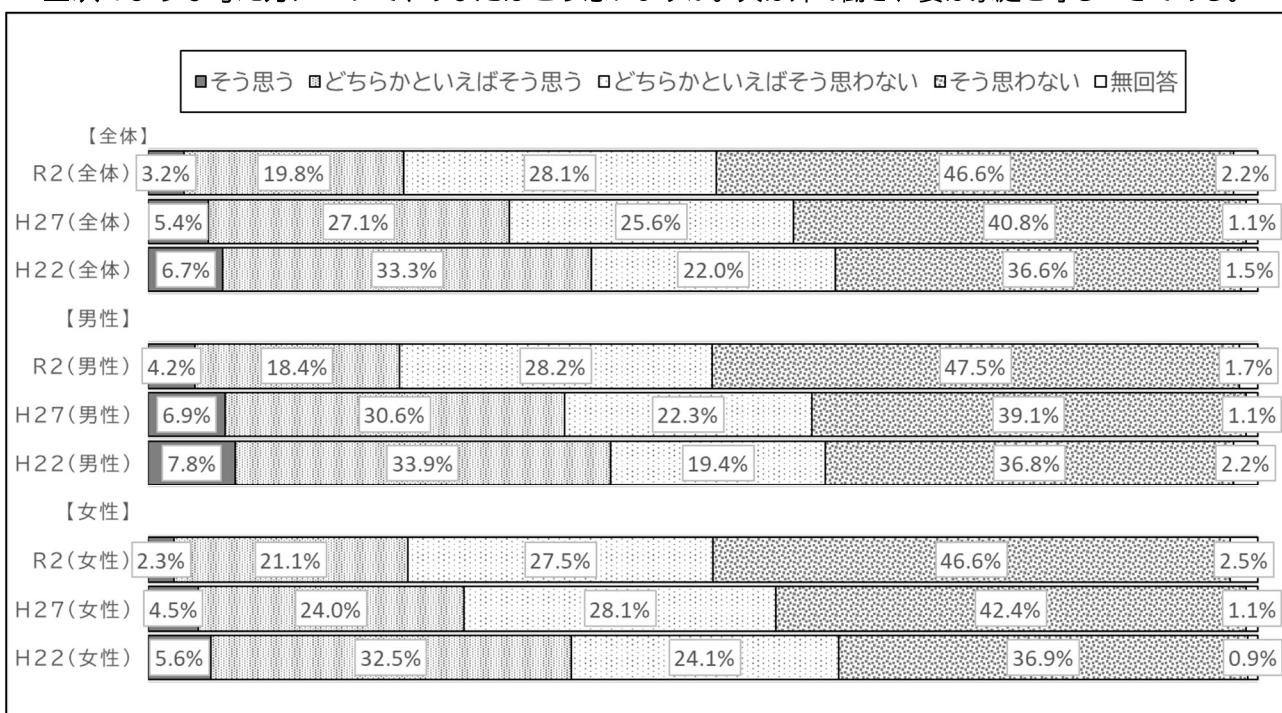
◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■女性の人権やジェンダー平等に関することで、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(選択はいくつでも)



◆「令和2年男女共同参画に関する市民意識調査」結果から◆

■次のような考え方について、あなたはどのように思いますか。夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。



(2)取組の方向性

- ①「松江市男女共同参画推進条例(平成17年松江市条例第4号)」及び「第3次松江市男女共同参画計画(令和4年)」に基づき男女共同参画の一層の推進を図り、性別にかかわらず個人の尊厳が尊重され、能力が発揮できるようにします。また、DVなどの暴力的行為を根絶します。
- ②「松江市審議会等における女性の登用率向上のガイドライン」により、審議会等への女性の積極的な参画を図ります。また、各種専門知識や経験、市政参画の意欲を有する人の登録制度「まつえ男女共同参画人材リスト」への登録を促し、審議会等委員の改選時にはリストの活用を図ります。
- ③女性の活躍に欠かせないワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを経済界・労働界・教育機関と一体となって進めるとともに、子育て世代や高齢者などライフステージに応じたセミナーや各種講座を開催します。
- ④地域の拠点施設である松江市男女共同参画センターでは、男女共同参画への理解促進に向けた啓発活動や情報誌等による情報発信を行います。
- ⑤松江市男女共同参画センターに相談員を配置し、様々な女性相談に応じるとともに、家庭相談課においても家庭内の生活全般の問題についての相談に対応します。また、女性弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施します。
- ⑥DVをはじめとするあらゆる暴力に関する正しい知識の普及と根絶に向けた意識啓発を進めるとともに、関係機関と連携して被害者個々の状況に応じた適切な支援を行います。
- ⑦令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、最適な支援が受けられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備していきます。

2 こども

(1)現状と課題

- ①核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、依然として厳しい経済環境、共働き家庭の増加、非正規雇用の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。このような社会や経済の変化により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど様々な分野との連携を密にし、複雑化する課題に対して、組織横断的に施策を進める必要があります。
- ②家庭における児童虐待やDV、学校におけるいじめ、体罰や不適切な保育・指導、性暴力など、こどもがその人権を阻害され、傷つく事例はなくなっています。学校等における適切な対応

の周知と併せ、関係機関と連携した未然防止の取組や被害者保護の取組の推進をさらに進めていく必要があります。

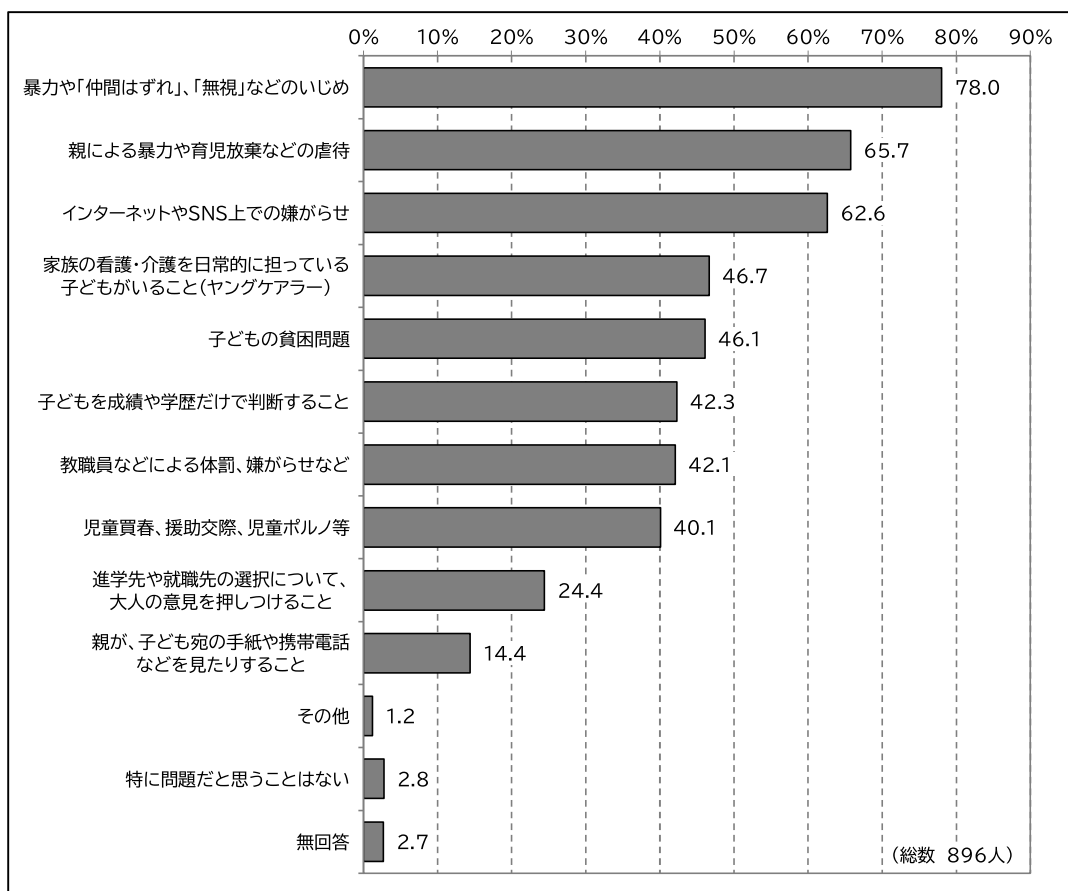
- ③家庭環境や保護者の様々な事情等により支援が必要な要保護児童数や相談件数が増えています。松江市要保護児童対策協議会において、児童虐待やヤングケアラーをはじめ不適切な養育環境におかれているこどもの支援に向けて関係機関と連携を図っています。
- ④令和 2 年 3 月に「第 2 期松江市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和 4 年度に中間見直しを行いました。(計画期間:令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間)「みんなで子どもを育む 子育て環境日本一・松江」を基本理念に、(1)子どものための保育・教育の充実(2)子どものための保護者支援(3)子どものための安全・安心の環境づくり(4)地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上(5)子どもの貧困対策、の 5 つを基本目標として設定し、各種施策を実施しています。
- ⑤学校におけるいじめ対応は「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」の施行を受けて「松江市いじめ防止基本方針」、各学校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校いじめ対策組織を設置して取組を進めています。しかし、初期対応と組織的な対応において不十分な事案が長期化・困難化する状況があります。外部関係者が参画した校内いじめ防止対策委員会等の開催により、きめ細かな被害児童生徒および加害児童生徒への支援をさらに推進していく必要があります。
- ⑥タブレットの配付やスマートフォンの家庭での普及に伴い、多くの児童生徒がネット環境に容易につながることができる実態があります。ネットトラブルについては、SNSでの誹謗中傷、動画や写真による個人情報の流出や拡散があります。情報モラル教育を含めて、その危険性を学ぶ機会や児童生徒自身が正しい使い方を考える機会を設けていく必要があります。
- ⑦授業に集中できない、友達とトラブルが多い、読み書きが極端に苦手であるなどの特別な支援が必要な児童生徒に係る相談は多く、困難事例も増加しています。保健・福祉・医療・教育等の連携を一層強化し、相談者のニーズに応じた対応が必要です。また、相談の総合調整や早期の気づきに基づく一貫した相談や支援を確実に進めていくことが課題です。学校等現場においては、インクルーシブ教育システム(注9)の構築に向けた体制整備を進め、ユニバーサルデザイン(P29 注 12 参照)の教育をめざすとともに、個に応じた合理的配慮の提供をすることで、連続性のある多様な学びの場を充実させていくことが求められています。

注9 インクルーシブ教育システム

障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組。障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(「障害者の権利に関する条約」)

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■子どもの人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（選択はいくつでも）



(2)取組の方向性

- ①次期「松江市子ども・子育て支援事業計画（2025 年～2029 年）」では、「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」及び「子ども・若者計画」を包括した、「松江市こども計画（仮称）」を令和 6 年度中に策定します。策定にあたってはこども・若者の意見を聴取・反映し、市民にとって分かりやすい計画の策定を目指し、関係機関との連携のもと、子育て支援をさらに充実させていきます。
- ②本市の目指すこどもの姿、目指す保育者像の共有化、幼児教育・保育の質の向上を図るため、令和6年3月に「松江市幼児教育こどもまんなかビジョン」を策定しました。幼児教育・保育施設の保育者が高い人権意識をもち、「子どもの権利条約」を踏まえ、将来につながるこどもの人権意識を育てていきます。
- ③サポート会議や要保護児童対策協議会個別事例検討会議等を通じて、庁内及び関係機関との連携を強化します。特に、児童虐待やヤングケアラーの対応については、児童相談所と連携を密にして、適切な役割分担を行い、在宅支援を中心に身近な場所でこどもや保護者を継続的に支援します。また、こども家庭センターによる子育て世帯への相談支援の充実やヤングケアラー・コーディネーターの設置、アセスメントセミナーや出前講座などによる児童虐待の発

生予防と啓発を行うとともに、こども自身からの相談ができるような環境づくりに向けても取り組みます。

- ④「生徒指導サポート推進事業(不登校・問題行動・いじめ等)」の展開及び教育支援センターとしての「青少年相談室(居場所づくり・学習支援・教育相談等)」の運営やオンライン学習支援「ボタンねっと」を柱とし、課題を抱えるこどもに対して、学校と連携しながら組織的に支援を進めていきます。
- ⑤青少年支援センターでは、不登校やひきこもりなど様々な困難を抱えるこどもや家族から相談を受け、指導助言、学習・就労支援など、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行い、社会的自立を促します。また、関係機関のネットワークを強化することで、切れ目のない相談支援体制の構築を進めていきます。
- ⑥教育相談体制を充実させるため「スクールソーシャルワーカー」や「サポートワーカー」を配置したり、「訪問型支援員」を派遣したりして、家庭や地域、関係機関と連携した支援を行っています。
- ⑦松江市発達・教育相談支援センター「エスコ」の相談件数は、令和元年以降 3,700 件前後を推移しています。相談内容は、学習面や情緒面、対人関係等多様化、複雑化しており、対応の難しい事例も多くなっています。このことを踏まえ、専門性の高い相談員を配置し、多様な相談を総合調整し、よりよい支援につなげます。また、研修や事業を通して教職員の支援力の向上を図り、学校等における教育の充実に取り組みます。また、合理的配慮の提供のため、特別支援教育支援員等の人的支援の充実を図ります。
- ⑧民生委員・児童委員等と連携し、こども及び家庭への支援を行います。
- ⑨パトロールやあいさつなどの「地域でこどもを見守る活動」を推奨します。
- ⑩電子メディアがこどもに及ぼす影響を踏まえ、乳幼児の保護者や保育現場の職員等を対象に、専門家を派遣して研修会を行うなどの啓発活動を進めます。乳幼児期から望ましい生活習慣を確立し、親子のふれあいの時間を増やしてこどもの心や言葉の発達を促し、発達年齢に応じた適切な情報活用能力を育成することをめざします。そして、電子メディアとの望ましい接し方や自己コントロール力を育成するため、「メディア学習推進員」を希望する小学校に派遣したり、授業公開日にメディア学習を公開したりする等、発達段階に応じた継続的な指導を行います。また、各校で児童生徒が作成したメディアルールを引き続き実践し、学校と家庭や地域社会及び各種団体等が課題意識を共有しながら行う連携した取組を推進します。
- ⑪妊娠届出時の面談や乳幼児健診、産後ケア等、多くの保護者やこどもに関わる母子保健事業を通じ、妊娠期、出産、育児期に起こりうるリスクの予防や軽減に努めます。

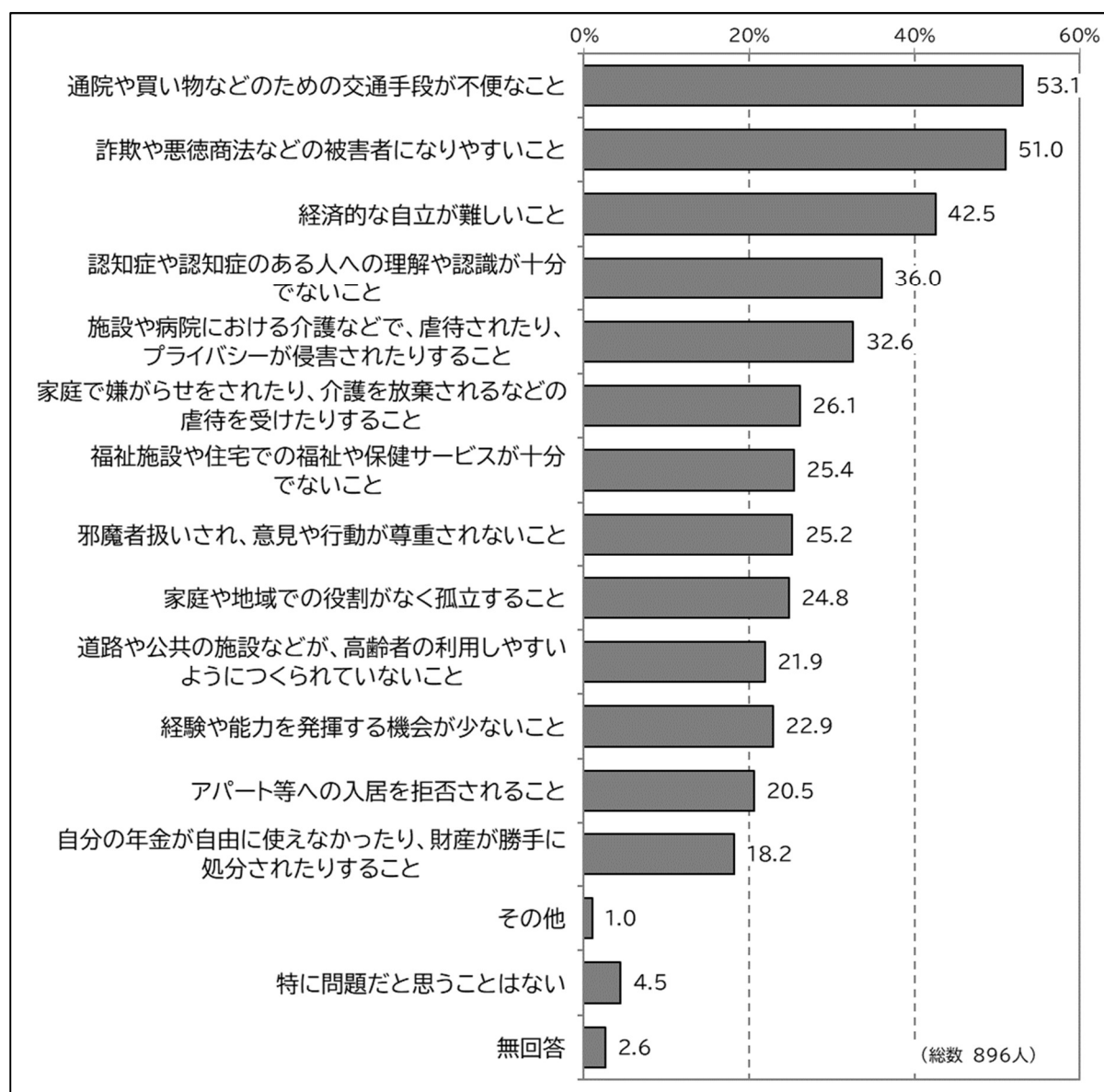
3 高齢者

(1)現状と課題

- ①日本は平均寿命の大幅な延びや少子化などを背景として、社会の高齢化が極めて急速に進んでいます。令和 6 年版高齢社会白書によると、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は 1950 年以降上昇の一途をたどり、2040 年には 3 人に 1 人が高齢者になると見込まれています。このように高齢化が進展する中、高齢者に対する虐待や介護放棄、悪徳商法や振り込め詐欺など、高齢者の人権が侵されるような事例が多く発生し、社会問題となっています。
- ②高齢者の尊厳を守るために、国においては平成 7 年 12 月に高齢社会対策の基本理念を定めた「高齢社会対策基本法」が施行され、平成 18 年 4 月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、高齢者への虐待防止に向けて国や地方公共団体、国民の責務が定められました。また、近時は令和 6 年 1 月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策の基本理念が定められました。
- ③本市の高齢化率は、30.39%(令和 5 年 3 月 31 日現在)で、5 年前の 28.83%から急激に伸びており、また全国(29.0%)を上回る勢いで高齢化が進んでいます。「団塊の世代」が 75 歳以上になる令和 7 年(2025 年)には高齢化率 31.19%、3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる時代が目前に迫っています。
- ④高齢期は誰もが避けて通ることのできないものであり、平均寿命の延伸に伴い、長い高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとっても極めて重要な課題となっています。さらに、高齢者独居世帯や高齢者のみ世帯も増え続けるなど、高齢者の生活様式や考え方等価値観も、今後一層多様化すると考えられます。
- ⑤進行する高齢化に対応し、高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくることが求められています。また、年々相談件数が増加し、内容が複雑化する高齢期の様々な問題に対応できる相談窓口を充実させることも必要です。
- ⑥現在、松江市における要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人の割合は 6 割を超えており、今後も更に認知症になる人の増加が見込まれます。また近年、要介護となった原因疾病のうち認知症が毎年上位を占めていることから、認知症対策は重要課題の一つと言えます。
- ⑦認知症の高齢者や一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加に伴い、本人の財産、権利を保護する成年後見制度の必要性が高まっています。市民後見人等の担い手確保に繋げるため、平成 23 年度より、市民後見人養成事業を実施しています。
- ⑧松江市では、高齢者の虐待に関する相談・通報件数は年々増加しており、虐待の防止と解消に向け、関係者が啓発、相談・支援を行っています。虐待の態様は、複雑・多様であり、「高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて関係課が連携して被虐待者と虐待者への支援を行っています。

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■高齢者の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。（選択はいくつでも）



(2)取組の方向性

- ①高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、警察等関係機関と連携して、地域の見守りネットワークを構築するなど、地域とともに支えあうまちづくりを「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等に基づき推進します。
- ②高齢者がある意欲や能力に応じ、就業やボランティア活動、スポーツや趣味など様々な分野で活躍し、健康で充実した生活を過ごすことができるよう、高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援していきます。

- ③高齢者などすべての人が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。また、地域の実情に応じて地域住民相互による日常的な見守りや生活支援など、地域における支えあう体制づくりを推進します。
- ④市民の認知症に対する理解を深めるための周知・啓発、認知症への早期対応の体制整備を推進します。また、認知症の人や家族への相談・支援、見守りの体制を強化します。
- ⑤高齢化の進展により、高齢者が消費者トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。「第2次松江市消費者教育推進計画(令和5年度から令和9年度)」に基づき、高齢者のなごやか寄り合い等で出前講座を実施するほか、高齢者見守りネットワークの協力事業者等へ消費者見守りに関する情報提供を行うなど、関係機関と連携して高齢者の被害防止に引き続き取り組みます。
- ⑥高齢者の権利を守り、市民一人一人の人権と尊厳が大切にされるよう、高齢者虐待の防止対策強化、「成年後見制度」や日常生活自立支援事業など権利擁護の取組の拡充等、高齢者が安心して生活できる環境づくり、体制づくりを進めます。

4 障がいのある人

(1)現状と課題

- ①「障害者基本法」第3条には、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定されています。
- ②現実には、障がいのある人は、社会生活の中で不自由・不利益を被ったり、自立と社会参加が阻まれている状況も、依然として存在しています。
- ③すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)」が平成25年4月より施行され、地域における共生社会の実現に向け、障がい福祉サービスの充実等、総合的かつ計画的に支援を行っていくこととされています。
- ④障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、多くの場合、障がいについての知識不足、理解不足がかかわっています。
- ⑤本市では、平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)(障害者虐待防止法)」が施行されたことから、同日に松江市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待を受けた障がい者と養護者への支援及び

啓発を行っています。被虐待者に対しては庁内関係各課、関係機関との連携により自立をめざした支援を行っています。

虐待の早期発見のためには、誰もが障がい者虐待について正しく理解することが必要であり、市民、障がい福祉サービス事業所や障がい者を雇用する事業所などの事業者に対し継続して啓発をしていくことが必要です。

- ⑥平成 28 年 4 月より施行された「障害者差別解消法」(注10)では、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定められ、障がい者の権利保障について大きな節目となりました。

注10 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

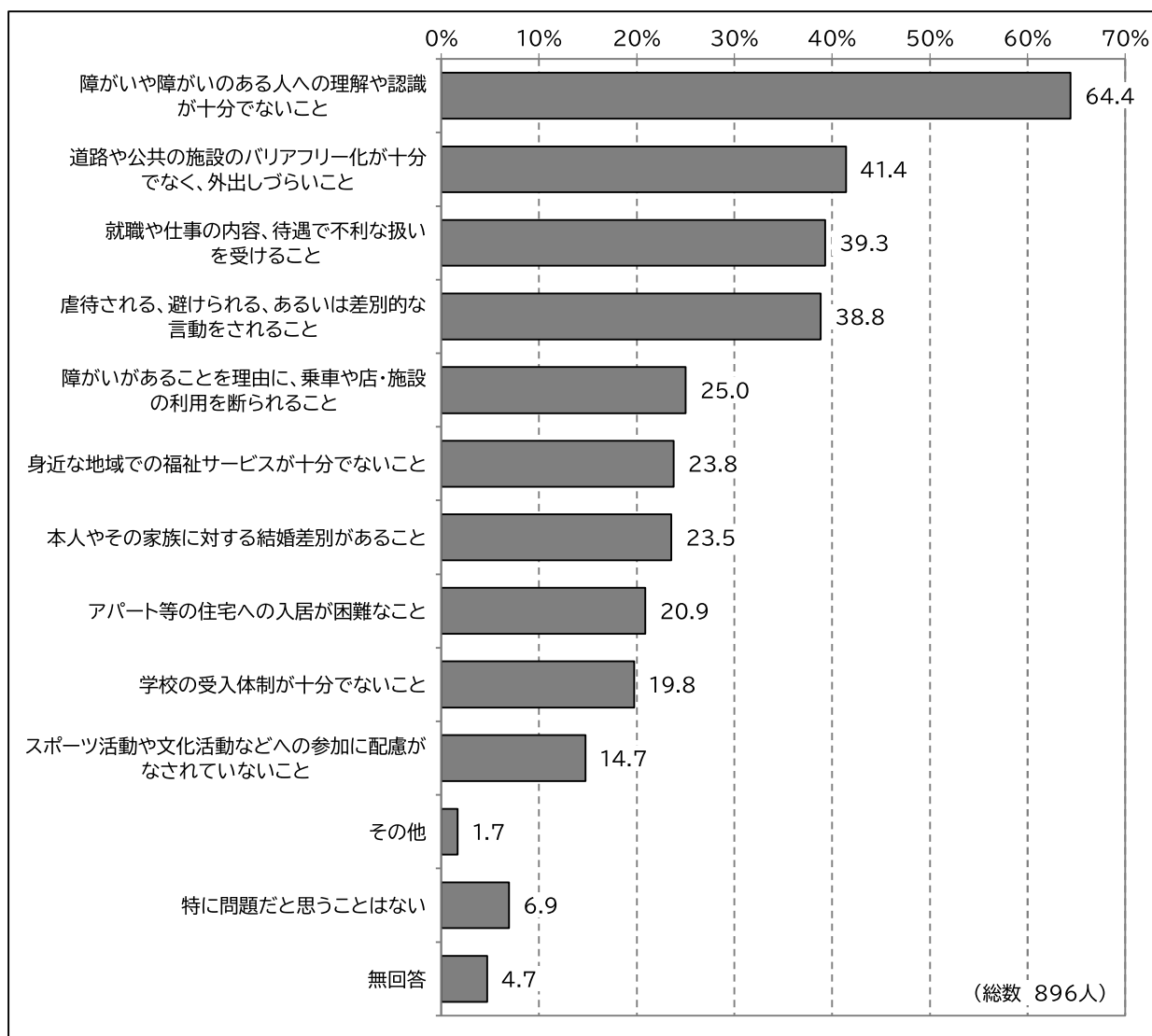
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として制定。

- ⑦本市においては、平成 28 年 10 月に「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例(平成 28 年条例第 50 号)」を施行し、共生社会の実現に向け、障がい理解と差別解消、合理的配慮の提供の推進に向けて啓発に取り組んでいます。

- ⑧その他、平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成 30 年法律第 47 号)が施行され、また、令和 4 年 5 月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和 4 年法律第 50 号)(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行され、障がい者の権利を尊重した法整備が進んでいる状況です。

◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いますか。
(選択はいくつでも)



(2)取組の方向性

- ①障がいのある人一人一人の人権尊重をあらゆる施策の基本とし、社会全体の人権意識の高揚を図ることにより、人を思いやる心にあふれた地域社会をつくります。
- ②ノーマライゼーション(注 11)の理念のもとに、市民一人一人が主役となり共に生きることができる「完全参加と平等」の地域社会の実現をめざします。

注 11 ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいの有無にかかわらず、共に、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することができる社会を実現していこうとする考え方。

③本市では令和 2 年 3 月に策定した「松江市障がい者基本計画・松江市障がい福祉計画・松江市障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、相談体制の充実、就労支援、療育や保育等の障がい児支援の充実、相談体制の強化、地域住民の意識啓発など地域が一体となった取組を推進します。

④障がいのある人が、自らその居住する場所を選択し、住み慣れた地域で安心して生活するための支援と併せ、地域移行の推進を図ります。このことに向け、就労支援や保健・医療・福祉が一体となった福祉サービスの充実を図ります。そして、コミュニケーション支援やわかりやすい情報の提供と、道路、公園や公共的施設のユニバーサルデザイン(注 12)やバリアフリー化(注 13)を進め、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

注 12 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、様々な違いにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方やその考え方に基づいた様々な工夫。

注 13 バリアフリー

社会生活を営むうえで障壁となるものを取り除き、自由に行動できる環境づくり。

⑤共生社会の実現に向けては障がいへの理解を拡げていくことが不可欠です。当事者団体、障がい福祉サービス事業所、国や県などとも連携しながら、市民や事業者へ障がい理解がより浸透していくよう啓発を進めていきます。

また、手話を言語として使用している「ろう」の人も尊厳をもって社会生活がおくれるよう、手話への理解、普及を図っていきます。

⑥教育の場においては、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の交流及び共同学習を推進し、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会とします。

⑦障がいのある人の虐待については、松江市障がい者虐待防止センターにおいて、虐待を受けた障がい者と養護者への支援と啓発を行います。

5 同和問題

(1)現状と課題

①昭和 40 年の「同和对策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられています。

②この答申を踏まえて、昭和 44 年からは特別措置法による同和对策事業や同和教育が実施されてきました。本市においても各種対策事業を実施し、その結果、物的な基盤整備など、生活環境等の格差は大きく改善されました。そして特別措置法は、平成 14 年 3 月末に失効し

ました。

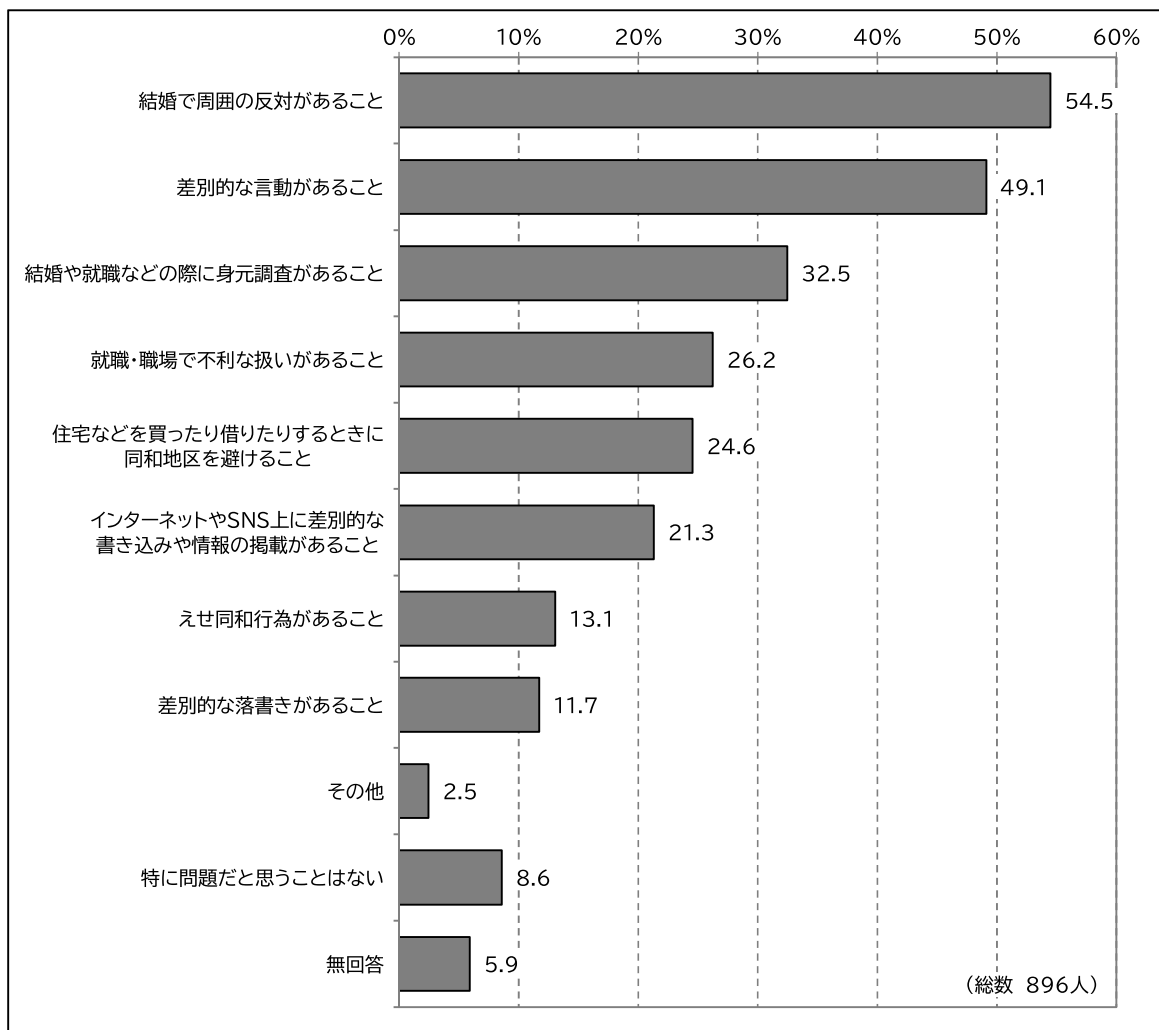
- ③しかし、その一方で、現在もなお部落差別は存在しています。一例では、身元調査のため戸籍謄抄本等の不正取得が問題となっています。この問題への対応として、平成 21 年から地方自治体において不正取得の抑止を目的とする本人通知制度の導入が始まり、令和 6 年 2 月時点では、全国の自治体 1,741 団体中 763 団体で導入されています。(導入率約 44%)
- ④本市でも、平成 31 年 1 月 1 日より「事前登録型本人通知制度」を開始しました。(平成 30 年 10 月 1 日より事前登録の受付開始)
- ⑤また、インターネット上での部落差別の増加・悪質化などの問題が全国で起きています。このような状況を踏まえ、平成 28 年 12 月に「部落差別解消推進法」(注 14)が施行されました。
- 注 14 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)
- 「部落差別」の言葉を冠した初めての法律で、現在もなお部落差別が存在することを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものの。国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、解消のための施策として、国は、相談体制の充実を図り、教育及び啓発を行うこと、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえてこれらの施策の推進に努めることなどを規定している。
- ⑥教育・啓発が同和問題解決に重要な役割を担うとの認識のもと、市内のすべての学校、地域、企業等において、同和教育・啓発活動が主体的かつ積極的に推進されるよう体制づくりに努め、様々な取組を進めてきました。
- ⑦本市が、概ね 5 年ごとに実施している「人権に関する市民意識調査」の結果によると、同和問題についての差別意識は、少しずつ解消の方向に向かってきました。しかしながら、令和 5 年に実施した意識調査の結果によると、「自分も市民の一人として、同和問題の解決に努力すべき」と回答した人の割合は 38.5%と依然として低い水準となっています。また、同和問題に関して無関心またはわからないとする層の増加なども見受けられ、今後一層の教育・啓発が求められています。
- ⑧インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みの事象などが後を絶たず、差別を助長する悪質な情報を意図的に流すというような事象も発生しています。「人権に関する市民意識調査」においても、同和問題に関する人権上の問題を「インターネットや SNS 上に差別的な書き込みや情報の記載があること」とする回答の割合が、調査を重ねるごとに高くなる傾向が見られます。
- ⑨同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決を阻害する「えせ同和行為」(注 15)の根絶に向けた取組も、引き続き求められています。

注 15 えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である。」という人々の誤った意識に乗り、同和問題を口実に個人や企業、行政機関などに対し、高額図書購入など不当な利益や義務のないことを求める行為。これまで培われてきた教育・啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっている。

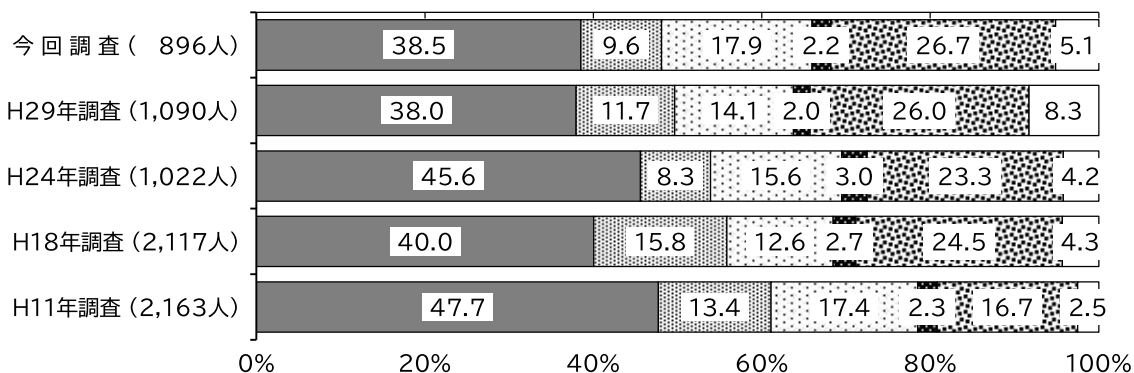
◆「令和 5 年人権に関する市民意識調査」結果から◆

■同和問題に関して、特にどのようなことが人権上の問題だと思いますか。（選択はいくつでも）



■同和問題の解決と自分自身とのかかわりについて、どのようにお考えですか。（選択は1つ）

- 基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う
- 自分ではどうしようもない問題だから、しかるべき人たちが解決してくれると思う
- 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしかたがないと思う
- 同和地区の人の問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う
- よく考えていない
- 無回答



(2)取組の方向性

- ①日本固有の人権問題である同和問題は、行政の責務として解決に向けた取組を行うことが必要です。また、市民一人一人が、同和問題が現在も存在する人権問題であることを認識し、自らの課題として差別解消に取り組むことが必要です。「部落差別解消推進法」の施行を受け、法律の内容等の周知を図るとともに、同和問題を人権教育・啓発活動の重要な柱と位置付け、学校、地域、企業等あらゆる場における教育・啓発を推進します。
- ②同和地区における教育・文化活動を促進するとともに、同和地区内外の交流活動を積極的に推進することにより、差別解消に向けた交流と連帯の輪を広げます。
- ③隣保館においては、地域における生活上の各種相談事業・地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業・交流事業等を、総合的に実施します。
- ④「事前登録型本人通知制度」の運用により、身元調査を目的とした戸籍謄抄本等の不正取得の抑制を図ります。
- ⑤インターネットにおける差別的な書き込み等に対しては、インターネットモニタリングを定期的 to 実施するとともに、問題のある事象が発生した場合には法務局や島根県など関係機関と連携しながら速やかに対応を進めます。
- ⑥「えせ同和行為」など同和問題解決を著しく阻害する行為については、啓発、関係機関との連携を進め、その根絶を図ります。

6 外国人

(1)現状と課題

- ①本市は、日本文化を世界に紹介した小泉八雲ゆかりの地であり、昭和 26 年に国際文化観光都市に指定され、友好都市を中心とした諸外国との交流や市民の国際理解の推進、外国人住民や外国人観光客に快適なまちづくりを進めてきました。
- ②日本の外国人住民(令和 5 年末現在)は 341 万人を超え、本市の外国人住民(令和 6 年 4 月末現在)は、中国籍 362 人、ベトナム籍 336 人、フィリピン籍 296 人、韓国籍 173 人など、合計 1,959 人であり、増加傾向にあります。
- ③全国的な問題として、日本の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題があります。
- ④外国人労働者の増加や在留資格によっては帯同家族もいることから、外国人住民は年々増加傾向にあります。日本人と外国人が共生し、外国人にとっても快適に暮らすことができる環境整備の必要性も高まっています。

⑤本市においては、外国語による生活情報の発信や相談機関、通訳制度の周知や日本語学習支援の充実を図るとともに、日常より「やさしい日本語」での表記や窓口対応を心掛ける必要があります。

⑥近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題化したことから、平成 28 年 6 月には、ヘイトスピーチの解消を目的とした「ヘイトスピーチ解消法」(注 16)が施行されました。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけ、また、差別意識を助長することにもなりかねないことから、法務省が中心となり、様々な啓発・広報活動を行っています。

注 16 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(ヘイトスピーチ解消法)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本政策を定め、これを推進しようとするもの。国民は差別的言動のない社会の実現に努めなければならないとし、国と地方自治体は、相談体制の整備、差別の解消のための教育や啓発などの施策を実施することとしている。

⑦近年の社会問題の一つとしてヘイトスピーチを取り上げる社会科・道徳等の授業もあります。人権擁護の観点から外国人等に対する偏見や差別の解消をめざした取組が必要です。メディアが発達した現代において、児童生徒は「ヘイトスピーチ」をテレビやインターネットで見聞きし、誤った理解や行動をする恐れもあり、異なる価値観や違いを認め尊重する人権教育を学校教育の中で進めることが重要です。

(2)取組の方向性

①国際交流員などの活動を通じ、他の国、地域の人々と交流し歴史や文化の理解を深める機会を設けるなど、国際交流事業の推進により、お互いの国、地域の価値や魅力を再認識し、地域住民として共に生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現に努めます。

また、その異文化理解をもとに、日本文化を見つめなおし、世界に目を向けた柔軟な発想と広い視野を持つ人材を育成します。

②外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報の提供、相談体制や日本語教育の充実、外国語表示の推進、やさしい日本語の普及啓発などにより、外国人住民が地域の中で安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを進めます。

③「ヘイトスピーチ解消法」の施行を受け、外国人に対する差別的言動の解消を推進するために、相談体制の整備や教育・啓発に取り組めます。

④学校での外国語活動や総合的な学習の時間などを通じ、こどもたちの外国人や外国の文化への理解が深まるよう取り組むとともに、異なる価値観や違いを認め尊重する人権教育を進め、共に生きていく態度の育成や向上に努めます。また、こどもたちが、溢れる情報の中から正しい情報を主体的に選択できる力の育成に努めます。